

## 高架下等の有効活用の実施について

### 1 趣旨

まちづくりや賑わい創出等の観点から、道路空間のうち、直接には通行の用に供していない高架下及び道路予定区域等（以下、「高架下等」という。）について、企画提案方式による占用主体の公募を実施し、民間のアイデアと活力を取り入れ、占用許可による有効活用を図ります。

### 2 背景

#### (1) 有効活用の推進と要件の緩和

平成21年1月に国土交通省より「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」の通知があり、高架下等の有効活用の推進と高架下の占用主体の要件緩和が示され、道路空間の有効活用を推進する環境が整いました。

○平成 21 年 1 月国土交通省通知（抜粋）

##### 1 有効活用の推進について

高架下等は、直接には通行の用に供していない道路空間であり、まちづくりや賑わい創出等の観点から、有効活用を推進すべきである。

##### 2 高架下の占用主体の要件

道路構造物の日常的な点検を的確に行うことができる者

#### (2) 資産活用と財源確保の推進

財源確保策として、資産の有効活用を全庁的に促進するため、総務局が平成22年3月に「横浜市資産活用基本方針」を策定し、その中で保有不動産を資産と捉え、その有効活用を総合的に推進するとしています。

○横浜市資産活用基本方針

普通財産だけでなく、行政財産の余裕部分の貸付けを推進する。

### 3 実施方法

#### (1) 高架下等利用計画検討会の設置

国土交通省通知では、高架下等の空間の利用方法の決定にあたっては、公平性、中立性を確保しつつ、

- ①都市計画、周辺の土地利用状況等との調和の観点
- ②まちづくりや賑わい創出等の観点
- ③公共性、公益性等の観点

などから総合的に判断するため、学識経験者等で構成する検討会を設置することとされています。

これを受け、本市においても、公平性、中立性を確保するため、外部の有識者からなる検討会を設置し、有効活用を図る場所と利用方法について検討会の意見を聴取して、高架下等の利用計画を策定します。また、占用主体は、検討会の審査を経て決定します。

(2) 実施予定場所の決定

実施予定候補地は、周辺の状況等を勘案した上で、

- ・高架下:橋梁の補修時期や関連工事の予定
- ・道路予定区域等:工事着手の時期等を考慮し、検討会の意見を聴取して決定します。

当初実施予定候補地は、

- ①栄区の環状3号線長沼大橋高架下
- ②旭区二俣川の鴨居上飯田線用地
- ③都筑区茅ヶ崎中央の道路施設用地です。

今後、実施状況を検証しながら、活用場所を拡大していきます。

(3) 高架下等利用計画の策定

利用計画では、占用場所、期間、利用用途、占用主体等に関する事項を定めます。

特に利用用途については、地域の状況やニーズを考慮した利用方法とするために、関係区局に意見照会を実施し、その結果を踏まえ、検討会の意見を聴取して策定します。

(4) 占用主体の公募及び決定

公平性を確保するため、原則として利用計画に沿った提案を一定の期間受け付け、検討会の審査を経て占用主体を決定します。

4 今後のスケジュール

平成22年 9月下旬	実施予定場所決定
	利用計画策定
平成22年10月中旬	占用主体公募
平成22年11月下旬	占用主体決定

実施概要

